

令和3年10月1日

各 位

群馬県剣道連盟
会長 小林 一隆
[公印省略]

「緊急事態宣言」解除に伴う当連盟行事の対応についてのお知らせ

時下、益々ご清祥のことと拝察申し上げます。

平素より当連盟の運営にご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、9月30日を期限に「緊急事態宣言」が解除され、ぐんま武道館利用の制限も「まん延防止措置」が適用される以前の状態に解除されました。

つきましては、当連盟の今後の行事について下記の様に対応して行きたいと思っておりますのでよろしくお願い致します。

尚、このコロナ禍は第6波も予想されており、今後どの様に事態が悪化するかわかりません。当連盟も状況に応じ適切な対策を講じなければなりませんので、諸般の事情をご理解して頂き、ご協力の程よろしくお願い致します。

記

1 本連盟合同稽古の再開

毎週水曜日 ぐんま武道館大道場 19:00 ~ 20:00

※ 今までどおりアリーナから入り検温、「健康状態申告書」の提出及び「群剣連行事参加者チェック票」を必ず提出して下さい。

2 秋季本部審査講習会及び審査会

参加条件に変更はありません。

受審者及び行事関係者は2週間の「健康状態申告書（群馬県剣道連盟用）」を提出して下さい。

3 11月の六・七段受審者への対応

特例措置として、9月の受審者研修会に申込みをした者は11月の本審査までに「2回の合同稽古参加」が受審資格の条件でしたが、コロナ禍の状況等を鑑み下記のとおり変更します。

(令和3年2月の受審者研修を受審した者は除く)

【変更】 11月の本審査までに「1回の合同稽古参加」

※ 参加した者は、必ず理事長または事務局長に報告して下さい。